

特別規則書

2016年JAF/JMRC中部ダートトライアル選手権第2戦

2016年JMRCオールスター選抜第2戦

2016年JMRC中部ダートトライアル東海シリーズ第1戦

2016 CCST ダートトライアル

公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもとに、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード行事開催規定、JMRC中部共通規則、JMRC中部ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定および本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2016年JAF/JMRC中部ダートトライアル選手権第2戦
2016年JMRCオールスター選抜第2戦
2016年JMRC中部ダートトライアル東海シリーズ第1戦
2016 CCST ダートトライアル

第2条 競技種目

ダートトライアル

第3条 競技格式

準国内競技 公認番号 2016-2203

第4条 開催日程

2016年4月24日（日）

第5条 開催場所

名称：池の平ワンダーランド
TEL 0536-84-1150

所在地：愛知県豊田市大野瀬池ケ平1-1

第6条 オーガナイザーおよび所在地

東濃カースポーツクラブ（CCST）
代表者：村瀬 秋男 TEL 0572-55-5201
〒509-5142 岐阜県土岐市泉町久尻 1417-47

第7条 大会役員

組織委員長 村瀬 秋男
組織委員 稲垣 修
組織委員 西尾 明彦

第8条 競技役員

審査委員長 河西 信之
審査委員 小杉 兼一
競技長 西尾 昭彦
コース委員長 稲垣 修
技術委員長 小森 清美
計時委員長 瀬瀬 孝二
救急委員長 安藤 敏晴
JMRC中部認定救急安全委員 桂川 誠司
事務局長 村瀬 秋男

第9条 参加車両

2016年JAF国内車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードAE車両・スピードPN車両・スピードN車両・スピードSA車両・スピードSAX車両・スピードB車両・スピードSC車両・スピードD車両に適合した車両とする。

第10条 参加資格

- ①競技運転者は競技に有効な運転免許証と2016年度JAF発給の国内競技運転者許可証B級以上を所持していること。
- ②競技運転者は競技に有効な死亡時500万円以上の損害保険またはJMRC共済会に加入していること。
- ③未成年者は親権者の承諾書を必要とする。

第11条 部門及びクラス区分

中部ダートトライアル選手権

RWD：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のPN・N・SA・SAX・B・SC・D車両

PN・S1500：気筒容積1500cc以下の2輪駆動のB車両（車両規定はS1500車両規定で運用する）、気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両、全てのAE車両

N1：排気量によるクラス区分を行わず、2輪駆動のN車両

N2：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両

S1：排気量によるクラス区分を行わず、2輪駆動のSA・SAX・SC車両

S2：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両及び気筒容積3000cc以下の4輪駆動のSA・SAX・SC車両

S3：気筒容積3000ccを超える4輪駆動のSA・SAX・SC及びD車両

東海シリーズ

RWD：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のPN・N・SA・SAX・B・SC・D車両

FWD：排気量によるクラス区分を行わず、前輪駆動のPN・N・SA・SAX・B・SC・D車両

4WD：排気量によるクラス区分を行わず、4輪駆動のPN・N・SA・SAX・B・SC・D車両

第12条 参加台数および参加人数

100台 または最大100名とする

第13条 参加料（昼食付）

中部ダートトライアル選手権 16,000円
但し、JMRC中部加盟クラブの所属者 14,000円
東海シリーズ

一般：12,000円 女性：6,000円 学生：6,000円

※語学スクール生等は除く。学生証のコピーの添付必要

第14条 参加申し込み期間

3月24日（木）～4月14日（木）必着

第15条 参加申し込み先及び連絡先

〒509-5142
岐阜県土岐市泉町久尻 1417-47
東濃カースポーツクラブ 村瀬 秋男
TEL/FAX 0572 (55) 5201 携帯 090 (3300) 5034

第16条 タイムスケジュール

受付	7:00～7:50
車検	7:00～8:00
慣熟歩行	7:15～8:20
ドライバース・ブリーフィング	8:30～8:40
競技開始	9:00～

第17条 賞典

- ①各クラスの1位～3位：JAFメダル
- ②各クラスの1位～6位：トロフィー、副賞
賞典は各クラス参加台数の25%を目安とする。
但し、最高6位までとする。

第18条 付則

- ①本規則の適用は、参加申込受付と同時に有効となる。
- ②本規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。
- ③本規則に記載されていない事項は、FIA国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則、JMRC中部共通規則及び、それらの付則に準拠する。

大会組織委員会